

国や市町村の公的責任が明確にされて いる現行保育制度の拡充を求める要望書

内閣總理大臣  
菅 直人 様

# 子ども達の健やかな成長のために 公的保育制度をみんなの力で守りましょう

平成22年6月29日に少子化社会対策会議において『子ども・子育て新システムの基本制度案要綱』が確認されました。今後、詳細な検討をおこない、平成23年の通常国会に法案を提出し、平成25年度より新制度の本格施行を目指すとされています。

この『新システム』は、市町村の保育実施義務をなくし、保育園入園を保護者と保育園の直接契約・直接補助方式にするとともに、民間企業を含む多様な業者の参入を促進するために、『認可制度』を「指定制度」にしようとするものです。これはまさに、保育を産業化させようとするものです。

私たちは、下記のようなことが懸念されている直接契約・直接補助・指定制等を中心とした保育制度改革ではなく、国や市町村に対する保育実施責任が明確に義務づけられた質の高い保育を十分に提供できる真の保育制度改革の実現を強く望みます。

①市町村の保育実施義務がなくなり、入園は保護者と保育園との直接契約となります。

市町村には、保育を直接提供する義務がなくなります。市町村は保育上限量を認定し、それに必要な費用を払うことが主な仕事（責任）となります。保育園を探し、保育園と契約を結ぶのは、保護者の自己責任となります。まさしく直接契約です。



②保護者は、勤務時間や勤務日数などにより認定された保育上限量の範囲内で、保育園を利用することになります。



認定された保育上限量（一週間の内に保育園を利用できる日数や一日の保育時間）を超えた保育園利用に関しては、原則として『応益負担（補助金なしの全額自己負担）』となります。利用したくても利用できない子ども達が多数出ることが予測されます。

③株式会社など民間企業を含む多様な業者が、都道府県の認可がなくても指定事業者として参入も撤退も自由にできるようになります。

介護保険や障害者自立支援法での様々な弊害を保育の世界に持ち込むものです。市場原理導入により、保育園が福祉から営利追及の場へと変質することになります。まさしく保育の産業化です。



- 一、保護者と保育所との直接契約や直接補助方式、保育料の応益負担等、国や市町村の保育責任を大幅に後退させ保育を産業化するような『子ども・子育て新システムの基本制度案要綱』に基づく保育制度改革ではなく、児童福祉法第二四条に基づく公的保育制度を堅持・拡充してください。
- 二、国の責任で緊急に認可保育所を整備し、待機児童を解消してください。
- 三、規制緩和の名のもとに児童福祉施設最低基準を後退させないでください。

二、国の責任で緊急に認可保育所を整備し、待機児童を解消してくべき。

(一欄に一名ご記入ください。氏名は必ず自署してください。)

						氏 名
						住 所

『事務局』  
署名実於三條  
**保育を守る全国実行委員会**  
**日本保育推進連盟**  
**社会福祉法人日本保育協会**